

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第50号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（局長に委任しない知事の権限）</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）法第23条第1項第14号に規定する利子等、同項第15号に規定する特定配当等及び同項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の賦課徴収</p> <p>（2）～（12）（略）</p>	<p>（局長に委任しない知事の権限）</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）法第23条第1項第14号に規定する利子等、同項第15号に規定する特定配当等及び同項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の賦課徴収</p> <p>（2）～（12）（略）</p>
<p>（還付金等の還付又は充当の通知）</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>（1）法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）、<u>第32項、第35項及び第36項</u>並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項（法第72条の41の4において準用する場合を含む。）の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金</p> <p>（2）～（6）（略）</p>	<p>（還付金等の還付又は充当の通知）</p> <p>第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。</p> <p>（1）法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）、<u>第35項及び第38項から第41項まで</u>並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項（法第72条の41の4において準用する場合を含む。）の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金</p> <p>（2）～（6）（略）</p>

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。